

しまねグリーン製品認定マーク表示要領

(趣旨)

第1条 この要領は、しまねグリーン製品認定要綱（以下「認定要綱」という。）

第10条の規定により、しまねグリーン製品であることを表示することに関して必要な事項を定めるものとする。

(表示のデザイン)

第2条 前条の表示は、別に表記するデザインにより行うものとし、これをしまねグリーン製品認定マーク（以下「認定マーク」という。）と称する。

(認定マークの使用制限)

第3条 認定マークは、島根県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

(1) 認定要綱第3条第3項の規定による認定証の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）

(2) その他知事が認めた者

(認定マークの使用方法)

第4条 認定マークの使用は、次の方法により行うものとする。

(1) ステッカー、シールの作成

(2) 製品の包装に印刷

(3) 製品の広告に掲載

(4) 看板の作成

(5) その他知事が認める方法

2 認定事業者は、認定マークの使用状況等を明確にしておくものとする。

(苦情の処理)

第5条 認定マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第6条 知事は、認定マークを使用した者に対して、必要に応じその作成及び使用状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、しまねグリーン製品の表示に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月20日から施行する。

しまねグリーン製品認定マークの使用について

令和4年4月1日 島根県環境生活部環境政策課

しまねグリーン製品認定マーク表示要領第2条及び第7条の規定に基づき、しまねグリーン製品の表示に関して必要な事項を次のとおり定める。

1. 認定マークのデザイン

- ・右図のとおり。

2. 表示色

- ・カラー表示又は黒。
- ・カラー表示、モノクロ表示のいずれの場合も、環境政策課が提供するAi形式又はJpg形式のデータを使用する。

3. 表示サイズ

- ・特に定めない。

認定製品の大きさや公告、看板等その使用状況に応じて、認定事業者においてサイズを決定する。

4. 経費の負担

- ・認定マークを表示するために必要な経費は、マークを掲示するものにおいて負担すること。

5. その他

- ・全ての認定製品に、認定マークの表示を義務づけるものではない。
消費者等に対する認定製品の宣伝効果及び識別性を検討の上、表示するか否かについて認定事業者において判断すること。
- ・認定製品以外の製品への認定マークの表示や、消費者等が誤解を招くような表示方法は、絶対に行わないこと。
- ・令和3年度以降の更新時より「しまねグリーン製品+（プラス）」として認定を行う。旧認定マークは、この認定を受けていない製品および製品在庫等の事情により引き続き利用を希望する場合に限り使用する。〔しまねグリーン製品+（プラス）認定後は新認定マークの利用を推奨〕



問い合わせ先

島根県環境生活部 環境政策課

TEL : 0852-22-6237 FAX : 0852-25-3830

メールアドレス : kankyo@pref.shimane.lg.jp

